

社会福祉法人千代田会 ケアハウス運営規程 「ウェルビュー明郷・ケアハウス」

平成15年 3月26日制定  
平成15年 4月 1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人千代田会が設置経営するケアハウス「ウェルビュー明郷」(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適性且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の管理運営については、老人の特性に配慮した住み良い住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として入居者が明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、入浴の準備余暇活動の援助、疾病、災害等の緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

(施設の名称・所在地及び実施主体)

第3条

1 (施設の名称)

本施設の名称は、次の通りとする。  
ウェルビュー明郷・ケアハウス (以下、「施設」という) という。

2 (施設の所在地)

本施設の所在地は、次の通りとする。  
岐阜県岐阜市真砂町1丁目20番地の2

3 (実施主体)

本施設の実施主体は、次の通りとする。  
社会福祉法人 千代田会

(入居者の定員)

第4条 施設の入居者の定員は20名とする。

(入居者の資格)

第5条 施設に入居出来る者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能低下等が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居出来ない者及び自炊等が困難で不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動(他の利用者の安静な日常生活を阻害する恐れのある行為・行動又は施設の管理運営上好ましくないと施設長が認める行為・行動等)を伴わない者で共同生活に適応出来る者。
- (4) 介助を必要としないで、自立した日常生活を営むことが出来る者、又は各種在宅サービス等による軽度の介護を受けることにより自立した日常生活を営むことが出来る者。
- (5) 生活費に充てる事が出来る資産、所得、仕送り等があり所定の利用料が支払える者、又は、入居者に代わって所定の利用料を確実に支払う者を有する者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元引受人が立てられること。

(利用料等)

第6条

1 入居者が負担すべき施設の利用料等は別表1及び次の各号の通りとし、その金額は国及び市の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

(1) サービスの提供に要する費用

(2) 生活費

(3) 居住に要する費用

(4) 冬季加算費

(5) 特別運営費

2 前項各号に定めるものの他、入居者はその使用又は利用の実績に応じて別表1及び次の各号に掲げる利用料等を負担するものとする。

(1) 電気代

(2) 水道代

(3) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 保証金

(5) 入居者本人又はその代理人の私的な契約等によって生ずる利用料又は負担金(電話代

・生損保険料等)

- 3 入居又は退所が月の中途であること等により入居期間が1ヶ月(月の初日からその月の末日の期間)に満たない場合には、前2項各号に規定する利用料等は、次の算式によって日割り計算した金額とする。

当該月の利用料=該当する利用料等の月額(基本料金) ×  $\frac{\text{該当月の入居日数}}{\text{該当月の暦日数}}$  + 使用量から算出する料金

- 4 前項に掲げる利用料の他、国の定める基準に従って新規入居時に別表1に掲げる保証金を預かるものとする。保証金には利息等は付かないものとする。この保証金は利用料を滞納した場合に充当する。退居時に充当に至らなかった残金を現金にて全額返還する。

## 第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

### 第7条

- 1 国及び市の定める基準に従って、施設には次の職員を置くものとする。
- |           |    |
|-----------|----|
| (1) 施設長   | 1名 |
| (2) 事務員   | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名 |
| (4) 介護職員  | 1名 |
| 計         | 4名 |
- 2 前項各号に掲げる職員の他に、施設には次の職員を置くことが出来るものとする。
- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 事務長   |  |
| (2) 看護職員  |  |
| (3) 介助員   |  |
| (4) 栄養士   |  |
| (5) 宿直代行員 |  |
| (6) 事務員   |  |

(職務)

### 第8条

- 1 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し施設の業務を統括すると共に、管理者として、施設の管理及び運営について責任を負うものとする。
- 2 事務長は、施設会計・財産管理・庶務等の統括するものとする。
- 3 事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- 4 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事すると共に、入居及び退居等の受付業務も兼務するものとする。
- 5 介護職員は、入居者の援助並びに生活環境の整備等に従事する。
- 6 看護職員は、入居者の健康管理並びに生活環境の整備等に従事する。
- 7 栄養士は、入居者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導等に従事する。
- 8 介助員は、介護職員と連携し、介護職員を補佐して入居者の援助並びに生活環境の整備等に従事する。

(緊急時の対応)

- 第9条 入居者は、心身状態の急激な変化等により緊急に職員の援助又は対応が必要な際には、ナースコール又はその他の方法等によってその旨を職員に通知し、職員の援助又は対応を求めることが出来るものとする。

## 第3章 入居及び退居

(入居の申し込み)

### 第10条

- 1 施設への入居申込書(様式1)を提出しなければならない。
- 2 施設への入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込書台帳に登載するものとする。

(入居希望者の面接調査)

### 第11条

- 1 入居希望者の調査は、本人及び身元引受人との面接により行うものとする。
- 2 前項の調査は生活状況、家族状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書(様式2)の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、又、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第12条 入居を承認された者は、速やかに次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書(様式3)
- (2) 身元保証書(様式4)
- (3) 住民票
- (4) 所得証明書
- (5) 返還金受取人届
- (6) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(入居者台帳の整備)

第13条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第14条 入居者は、施設から退居しようとする時は、退居届(様式5)を退居しようとする1ヶ月前迄に提出しなければならない。

(死亡)

第15条 施設長は、入居者が死亡した時は、速やかに身元引受人に連絡する等、必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第16条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、入居を取り消すか又は、退居させることが出来るものとする。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料等を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 日常の起居及び離床等の動作に介助又は介護等が必要とし、施設内において自立した日常生活に著しく困難が認められる様になったとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。
- (5) 前各項のほか、施設での生活が不適切と認められるとき。

(居室の変更)

第17条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、居室に変更を行うことが出来る。

- (1) 夫婦(二人)居室の入居者が、いずれか一方の死亡等により1人になったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、施設長が必要と認められるとき。

(処遇上の基本原則)

第18条 入居者の処遇については老人福祉の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて適切な日常生活を営むことが出来るように配慮しなければならない。

(相談及び助言)

第19条 入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等の実施者と十分な連携を取り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第20条

- 1 入居に対して毎日3食、高齢者に適した食事を提供するものとする。
- 2 入居者が予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてよいものとする。
- 3 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。
- 4 食事の時間は、別紙「ウェルビュー明郷・ケアハウス施設サービス利用案内」のとおりとする。
- 5 食事の場所は原則として2階食堂とし、食堂における配膳並びに下膳に関しては入居者が各自で行うものとする。  
但し、予め職員に申し出た場合には、入居者の居室にて食事することが出来るものとし、この場合には、入居者本人が所定の食事時間内に配膳並びに下膳することとする。

(入浴)

第21条

- 1 入浴は、各居室の浴室を常時利用出来るように配慮するものとする。
- 2 共同浴場たる5階の展望浴場は、別紙「ウェルビュー明郷・ケアハウス施設サービス利用案内」のとおりとし、その使用時間等を厳守することとする。

3 原則として、入居者個々に対する入浴の介助又は介護は行わないこととする。

(生活援助)

第22条

- 1 入居者に対する日常生活の援助、介助又は介護等は、原則として実施しないものとする。
- 2 入居者が入居後において心身の疾病又は負傷等により家事等が独力で出来ず、又は病気等で介護者が必要になった場合には、施設外部の在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等が受けられるよう迅速な連絡並びに調整等を企てることとする。  
この場合、所用に関わる費用に関しては入居者の個人負担とする。
- 3 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前2項の規定に関わらず、必要最小限の範囲において入居者に対して必要な援助等を一時的に実施するよう職員に命ずることが出来るものとする。  
この場合において、「一時的に」とは1週間程度の期間を示すものとする。
  - (1) 一時的な体調不良により、自立した日常生活に支障が生じているか又は、生じる恐れがあると認められるとき。
  - (2) 病中又は病後のため、一時的に自立した日常生活に支障が生じているか又は、生じる恐れがあると認められるとき。
  - (3) 心身状態の急激な変化により、入居者本人の生命に危険が及ぶ恐れがあると認められるとき。
  - (4) その他、施設長が必要と認めるとき。
- 4 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前3項各号の規定に関わらず、入居者の申請に基づいて別紙「ウェルビュー明郷・ケアハウス個別介護（援助）サービス表」に記載する各種の介護（援助）を入居者に提供することが出来るものとする。但し、入居者は別紙「ウェルビュー明郷・ケアハウス個別介護（援助）サービス表」に基づき、入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用を負担するものとする。
  - (1) 第2項の場合において、在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等を受けるまでに相当期間を必要とするとき。
  - (2) 第3項各号の状態が、回復までに3ヶ月程度の期間継続すると認められるとき。
  - (3) 介護（援助）を実施することによって、入居者の日常生活の自立性が安定又は向上することが見込まれるとき。
  - (4) その他、施設長が必要と認めるとき。

(保健衛生)

第23条

- 1 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常に於ける健康管理に配慮することとする。
- 2 入居者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 3 入居者に対しては、随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

## 第4章 入居者の規律

(入居者の心得)

第24条 施設長は、入居者が守るべき「ウェルビュー明郷・ケアハウスのきまり」を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(注意事項の厳守)

第25条 入居者は、別紙「ウェルビュー明郷・ケアハウスのきまり」を厳守しなければならない。

(外出及び外泊)

第26条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第27条

- 1 入居者は、来訪者があったときはその都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
- 2 入居者は、来訪者を自室に宿泊させようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第28条 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断を正当な理由なくして拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第29条

- 1 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外及び居室以外の場所の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。
- 2 各入居者の居室（ベランダを含む）以外の場所は、共用又は共同使用の場所とする。
- 3 前項の場所においては、施設長の許可のなく次の各号の行為等を禁止する。
  - (1) 入居者の私物を置くこと。
  - (2) 他の入居者の使用又は利用等を阻害すること。
  - (3) 物品等の販売並びに斡旋するような行為。
  - (4) その他、諸々の勧誘活動等。

(身上変更の届出)

第30条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第31条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第32条 入居者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第33条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、予め施設長の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第34条 入居者は、施設長の許可なく居室又は敷地内において、小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。但し、小鳥及び小型魚類の飼育又は施設長が許可した動物の飼育であっても、他の入居者からの苦情が発生する状態に至ったときは、施設長はその動物の飼育を禁止することが出来るものとする。

(損害賠償)

第35条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状回復しなければならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第36条

- 1 当施設は、一切の政治的活動及び宗教的活動を行わない。
- 2 入居者は、本人の居室以外の場所で一切の政治的活動及び宗教的活動をしてはならない。又、施設内のいかなる場所であっても、他の入居者や職員等にそれらの活動への参加を強要してはならない。

## 第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条

- 1 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるように指導しなければならない。
- 2 入居者は、施設が行う防火防災訓練に積極的に参加しなくてはならないものとする。

(火気取締)

第38条

- 1 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。
- 2 入居者は、居室の内外を問わず次の各号に該当する器具、機器を使用してはならないものとする。
  - (1) 炭等を用いる器具、機器。
  - (2) 石油、ガソリン等を用いる器具、機器。
  - (3) プロパン等ガスをを用いる器具、機器。

- (4) その他、施設長が承認しない器具、機器。
- 3 前項の場合において、その使用が必要不可欠であるときには、入居者は予め施設長の承認を得るとともに、器具、機器等の使用前及び使用後に必ず職員に届け出ることとする。

## 第6章 夜間の管理体制

(緊急時の管理)

第39条 施設長は、入居者等の安全と緊急時に対処するため、併設する関連施設「ウェルビュー明郷・グループホーム」の職員等に協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応出来るよう万全の体制を講ずるものとする。

(夜間の体制)

第40条 施設長は、入居者等の安全と緊急時に対処するため、併設する関連施設「ウェルビュー明郷・グループホーム」の夜勤者に協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応出来るよう万全の体制を講ずるものとする。

## 第7章 雑則

(地域社会との連携)

第41条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として自立した生き甲斐のある生活が営めるように配慮しなければならない。

(運営懇談会)

第42条

- 1 施設に運営懇談会を設置するものとする。
- 2 運営懇談会の設置、運営については、施設長はが別に細則を定めるものとする。

(苦情への対応)

第43条

- 1 利用者の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査等に協力するものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第44条

- 1 当施設は、入居者に対して緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。
- 2 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設長は、前項の記録について、入居者並びに契約者からの開示請求に応じるものとする。

(記録の整備)

第45条

- 1 当施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。
- 2 入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 入居者に提供するサービスに関する計画
  - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行った際の諸記録
  - (4) 利用者及び家族からの苦情の内容等の記録
  - (5) 利用者に関わる施設内外での事故の状況及び事故に際して採った処置の諸記録

(その他)

第46条 この規程に定める事項の外、管理及び運営に関する重要事項は社会福祉法人千代田会（理事長）と施設（施設長）との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は平成15年4月1日から施行する。

平成15年12月10日一部改正 (第7条第3項一部削除)

平成20年12月17日一部改正 (平成20年5月30日付老発第0530002号に基づき改正)

平成22年12月15日一部改正 (第7条第1項及び第2項の区分及び定数の変更並びに第3項削除)

平成25年4月1日一部改正 (岐阜市条例第63号施行に伴う条文追加)

平成27年4月1日一部改正 (岐阜市軽費老人ホーム等利用料取扱基準の一部改正に伴う変更及び別表1, 2を追加)

別表 1

ウェルビュー明郷 軽費老人ホーム（ケアハウス）  
利用料等について

種 類	内 容
サービスの提供に要する費用	施設を運営するための人件費などに相当する費用。 入居者の前年の収入及び必要経費を勘案し、国及び市が定める階層区分に基づき費用を設定する。夫婦で入居する場合は夫婦の収入及び必要経費を合算したものに2分の1したもので費用を設定する。 なお、設定された金額は毎年7月に見直しを行う。
生活費	共用部分の光熱水費及び食材料費・調理員の人件費に相当する費用。 国及び市が定める基準に基づき費用を徴収する。 月額46,090円 内訳（共用部分の光熱水費） 月額23,770円 （食材料費・人件費） 月額22,320円（31日間） ・朝食160円 ・昼食280円 ・夕食280円
居住に要する費用	建物を維持管理するための費用で、家賃に相当する費用。 月額22,000円（分割納入方式）
居室にかかる光熱水費	居室内における光熱水費として徴収する費用。 月額 5,500円
光熱水費（冬季加算費）	居室内における光熱水費のうち、11月から翌年3月迄の5ヶ月間を冬季加算として光熱水費に加算して徴収する。 月額 2,663円
保証金	利用料の滞納した場合に充当するため、入居時に保証金を徴収する。 退居時に充当に至らなかった残金を現金にて全額返還する。 一律 300,000円
持ち込み家電製品の個別電気代	居室に持ち込みされる家電製品については、次の通り個別に電気代を徴収する。 ・日額30円を徴収する家電製品 テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、ホットカーペット、電気毛布、檜こたつ、パソコン ・日額20円を徴収する家電製品 電気ポット、電気あんか、炊飯器、ラジカセ、加湿器、扇風機、電気スタンド、電動アシスト自転車のバッテリー 記載のない家電製品は、施設と協議の上、徴収額を設定する。
個別介護（援助）サービス利用料	家族による援助や介護保険による訪問介護サービスの利用ができない場合、施設の職員により個別介護（援助）サービスを実費負担により利用することができる。ただし、施設側の事情（職員数及び有資格等）により利用できない場合がある。 個別介護（援助）サービスの種別及び利用金額は別表2の通り。 サービス利用においてはサービス毎に個別契約を締結する。



別表 2

ウェルビュー明郷 軽費老人ホーム（ケアハウス）  
個別介護（援助）サービス提供一覧表

項目	名 称	利用料金（円）	提供内容（概略）
1	配膳・下膳	月額 5,000	毎食を居室まで配膳・下膳致します。
2	投薬管理	月額 6,000	定期薬を入居者の方に代わり、保管し服薬のお手伝いを致します。
3	買い物援助	月額 5,000	食材・日用品等の買い物を代行致します。
4	更衣（着脱）援助	月額 9,000	毎入浴時の更衣（着脱）援助を致します。
5	入浴援助（A）	日額 1,500	居室（浴室）での入浴介助を致します。 （更衣援助は別となります）
6	入浴援助（B）	日額 2,000	施設（展望浴場）での入浴介助を致します。 （更衣援助は別となります）
7	排泄介助（A）	月額 6,000	日々の排泄時に対して誘導・介助等を致します。 （9:00～17:00の間で1日4回）
8	排泄介助（B）	月額 9,000	日々の排泄時に対して誘導・介助等を致します。 （9:00～17:00の間で1日7回）
9	離床・着床援助	月額 6,000	居室内での離床・着床の援助を致します。 （1日3回程度）
10	施設内移動援助	月額 3,000	施設内での移動・誘導を援助いたします。（随時）
11	居室内清掃	月額 4,000	居室の掃き掃除を行います。（1週間に1回）
12	洗濯援助 （施設内・A）	月額 4,000	肌着・衣類等の洗濯を行います。（1週間に1回） （洗濯機で洗える物に限ります）
13	洗濯援助 （施設内・B）	月額 8,000	肌着・衣類等の洗濯を行います。（1週間に2回） （洗濯機で洗える物に限ります）
14	洗濯援助 （病院・A）	月額 8,000	病院等に入院の際、洗濯機で洗える肌着等を洗濯してお届け致します。（1週間に1回）
15	洗濯援助 （病院・B）	月額 16,000	病院等に入院の際、洗濯機で洗える肌着等を洗濯してお届け致します。（1週間に2回）
16	病院送迎（A）	月額 4,000	医療機関への定期通院の送迎を行います。 （1ヶ月に2回以内・院内付き添い無し）
17	病院送迎（B）	月額 7,000	医療機関への定期通院の送迎を行います。 （1ヶ月に4回以内・院内付き添い無し）
18	病院送迎（C）	月額 12,000	医療機関への定期通院の送迎を行います。 （1ヶ月に8回以内・院内付き添い無し）
19	通院付き添い （送迎無し）	1回 3,000	通院の際に職員が同行（付き添い）致します。 （送迎別）
20	通院付き添い （送迎あり）	1回 6,000	通院の際に職員が同行（付き添い）致します。 （送迎含む）
21	夜間巡回（A）	月額 8,000	21:00～翌6:00に3回程度巡回し安否確認致します。 （排泄介助・援助は致しません）
22	夜間巡回（B）	月額 16,000	21:00～翌6:00に3回程度巡回し安否確認致します。 （巡回時に排泄介助・援助は致します）
23	特別療養食（A）	月額 3,000	日々の献立を、粥食・刻み食・ミキサー食等に特別加工して提供致します。
24	特別療養食（B）	月額 8,000	持病等に合わせて、糖尿食・減塩食・水分制御食等に特別加工して提供致します。
25	認知症状援助	月額 20,000	軽度の認知症により発症する不安（不穏）行動に対し、可能な限り対処致します。 （俳諧・無断外出・放便・放尿等は除く）

別表 2

ウェルビュー明郷 軽費老人ホーム（ケアハウス）  
個別介護（援助）サービス提供一覧表

項目	名 称	利用料金（円）	提供内容（概略）
2 6	総合援助（A-1）	月額 5,000～12,000	援助（介助）が必要であると施設長が判断し、準寝たきり状態の方に各種介助・介護を提供させていただきます。（9:00～17:00の間） （ご家族・身元引受人等と相談の上、検討させていただきます）
2 7	総合援助（A-2）	月額 5,000～12,000	援助（介助）が必要であると施設長が判断し、準寝たきり状態の方に各種介助・介護を提供させていただきます。（17:00～翌9:00の間） （ご家族・身元引受人等と相談の上、検討させていただきます）
2 8	総合援助（A-3）	月額 10,000～20,000	援助（介助）が必要であると施設長が判断し、準寝たきり状態の方に各種介助・介護を提供させていただきます。（昼夜及び終日） （ご家族・身元引受人等と相談の上、検討させていただきます）
2 9	特別援助	援助内容により 設定	いただきます） 上記、援助項目では対処できない様な援助内容については特別にその場に応じた事項（援助・介助・介護）を工夫させていただきます。 （ご家族・身元引受人等と相談の上、検討させていただきます）
3 0	預貯金管理事務（A）	通帳 1 件 3,000	預金通帳をお預りし、出納を管理致します。
3 1	預貯金管理事務（B）	通帳 1 件 3,000	年金受け取りの預金通帳をお預りし、出納管理を すると共に年金証書を保管致します。
3 2	貴重品保管及び管理	保管 1 袋 2,000	貴重品等を保管・管理させていただきます。
3 3	収入申告書作成援助	月額 5,000	収入申告書の作成に必要な証拠書類等を整理保管 の上、収入申告書を作成させていただきます。
3 4	個別外出	1 時間 1,000	外出の際、職員が付き添い致します。（送迎含む）
3 5	収入申告作成以外の 事務援助	1 事案 1,000	送付文書の説明・記入方法等の援助（発送・提出 は含みません）
3 6	軽度の認知症状援助	月額 1,000～3,000	援助（介助）が必要であると施設長が判断し、軽 度の認知症状が発症した方に対話等必要な援助 （介助）をさせていただきます。（終日） （ご家族・身元引受人等と相談の上、検討させて いただきます）
3 7	私物の補修等に係る 援助	1 時間 1,000	物品の組み立て・修理等に要する援助 （材料費等は含みません）